

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 炭そ予防注射の実施
- ◇人委規則 職員の任用に関する規則の一部改正
- ◇公告 昭和三十年度鳥取県吏員昇任試験の実施
- ◇難報 第四回全国自治宝くじ発売要領
市町村職員共済組合規約の變更

告示

鳥取県告示第三百九十五号

次のように炭そ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛、馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年八月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 炭そ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛、馬 但し分娩前一箇月及び分娩後二十日以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法 炭そ第二予防液皮内注射

別表

炭そ、予防注射

第一班

実施月日

実施区域

実施場所

八月二十四日 西伯郡大和村

同上

九月二十五日

九月六日 米子市巖

九月七日

八月八日 西伯郡岸本町（旧大幡村）

九日	会見町(旧賀野村)	同上	実施場所
十日	会見町(旧賀野村)	同上	実施場所
十一日	会見町(旧賀野村)	同上	実施場所
十二日	会見町(旧賀野村)	同上	実施場所
十三日	米子市尙徳	同上	実施場所
十四日	米子市尙徳	同上	実施場所
十五日	米子市尙徳	同上	実施場所
十六日	西伯郡春日村	同上	実施場所
十七日	西伯郡春日村	同上	実施場所
第二班	実施区域	実施場所	
八月二十四日	西伯郡日吉津村	同上	実施場所
二十五日	西伯郡日吉津村	同上	実施場所
九月六日	県村	同上	実施場所
七日	岸本町(旧幡郷村)	同上	実施場所
八日	岸本町(旧幡郷村)	同上	実施場所
九日	岸本町(旧幡郷村)	同上	実施場所
十日	岸本町(旧幡郷村)	同上	実施場所
十二日	会見町(旧手間村)	同上	実施場所

十三日	米子市五千石
十四日	米子市五千石
十五日	米子市五千石

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年八月十九日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則職員の任用に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第二号及び第三号中「吏員の級及び組織上の地位」を「吏員の級、警察官の階級及び組織上の地位」に改める。

第二条に第四号として次の一号を加え第四号を次のように改め同条を第五号とし、同条に次の一号を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

昭和三十年度鳥取県吏員昇任試験につき次のように公告する。

昭和三十年八月十九日

鳥取県人事委員会

一 試験の対象となる職

一般事務、土木、建築、農業、林業、畜産、水産、蚕糸、農業土木

なお次に掲げる職への昇任は選考によつて行います。

社会福祉主事の職、児童福祉司の職、身体障害者福祉司の職、判定、相談、調査等を司る児童相談所の所員の職、教護の職、教母の職、保母の職、寮母の職、児童指導員の職、司書の職、司書補の職、学芸員の職、速記の職、ほん訳の職、通訳の職、公共職業補導所、身体障害者更生指導所、木材工業指導所、試験研究機関等で技術指導又は専門的な技術に従事

- 四 配置換 職員を昇任及び降任以外の方法で、同一任命権者が同種と認められる他の職に任命すること。
- 五 転任 職員を昇任及び降任以外の方法で、同一任命権者が異種と認められる他の職に任命、又は職員を昇任及び降任以外の方法で同一地方公共団体の任命権者が同種と認められる職に任命すること。
- 六 出向 職員を任命権者を異にする同一地方公共団体の他の部局へ転出させること。
- 第十一条の見出しを「条件付採用期間」に、本文中の「条件付任用」を「条件付採用」に、「職員の任用」を「職員の採用」に改める。
- 第十二条の見出しを「条件付採用期間の継続」に、本文中「条件付任用期間」を「条件付採用期間」に改め、「新たに条件付任用期間が開始する昇任の場合を除き」を削る。
- 第十四条第一号中「降任若しくは転任」を「降任、配置換、転任若しくは出向」に改める。

附 則

する職員職、逮捕指導員の職、犯罪鑑識技術の職、農業専門技術員の職、林業専門技術員の職、木炭検査員の職、建築主事、一級建築士、船長の職、機関長の職、機関士の職、航海士の職、船舶通信士の職、無線通信士の職、映写技師の職、汽かん士の職、機械整備業務の職、自動車整備士の職、計量士の職、タイピストの職、医師の職、歯科医師の職、薬剤士の職、薬事監視員の職、細菌検査員の職、防疫技師の職、環境衛生監視の職、食品衛生監視員の職、衛生管理者の職、栄養士の職、歯科衛生士の職、X線技師の職、マツサージ師の職、看護婦の職、保健婦の職、助産婦の職、准看護婦の職、単純な労務に従事する職員職、その他これらの選考による職と同等の職と人事委員会が認められた職。

△職務概要

その都度指図を受け、又はあらかじめ定まつた順序に従つて行う書記的又は専門技術的な仕事の補助を行う職務で、旧制専門学校卒業程度、若しくはこれ

と同程度の修得又は経験をもち、その職務を行うに当つては自ら新たな判断を下して行く必要のあるもので相当の知識及び技術を必要とする職務。

一 受験できる者

現に本県の定数条例内の職員（条件付採用の職員を除く）として勤務している者で、次の条件を満している者。

1 学歴及び勤務年

学歴	勤務年	学歴、勤務年の算出方法
新制中学卒 甲種中学卒 新制高校卒 旧高専、新大、 旧大卒	九、〇年以上 五、〇年以上 四、〇年以上 六月以上	上の学歴、勤務年は昭和三十年九月一日現在におけるもので、昭和三十年五月十日付県公報第三号の「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十年鳥取県人事委員会規則）に基づき、学歴換算表」及び「別表二、経験年数換算表」に基づき換算したところのものです。 イ、学歴 学歴は新中（九年）、甲中（十一年）、新高（十二年）、旧高専（十四年）、新大（十六年）及び旧大（十七年）の六学歴とし、これに不足又は過剰の正規の修学年数を減算又は加算して調整します。 ロ、勤務年 次に掲げる換算率によつて算出され更に学歴を調整したものです。 （民間経歴） 職員の在職した期間 八〜一〇割 （兵役） 特殊技術職員 一〇割 特殊技術将校 一〇割 国、公共企業体及び他の地方公共団体の職員としての期間 〃 職務内容が同種と見られぬ二、五〜五割 入営、応召期間 八割 正規の在学期間 一〇割 無職の期間 二、五割 右以外の兵役期間 二、五割

2 現在給料 現に四級五号給以上の給料を受けている者

3 年齢 制限いたしません

4 性別 男女の別を問いません

高小卒 九、〇年以上
実業補習学校 八、〇年以上
新制中学卒

別表

- 5 選考によつて採用された職員にあつてはその職又は他の具職員の職に通算して三、〇年以上の実在職年数があることを必要とします。
- 三 試験の区分及び方法
 - 試験は、その対象となる職に必要な知識、経験、技術等に応じて次のとおり行います。受験者は、この試験区分のうちいずれか一種を選ぶことができます。
 - 1 第一次試験
 - (1) 教養試験 公務員として必要な一般教養について

- て択一法及び短答法によつて行います。
- (2) 専門試験 別表に掲げる内容の専門知識について、択一法、短答法及び論文法によつて行います。
- (3) 作文試験 課題によつて行います。
- (4) 勤務成績の評定
- (5) 経歴評定 職務に関連のある経歴によつて行います。

職種	試験科目
一般事務	憲法、行政法、地方自治関係法一般、地方公務員法、経済学大意、通常の行政事務に必要な一般的知識等
土木	力学、水理学、測量、土木材料及び施工法、河川（砂防及び発電を含む）、港湾、道路（都市計画を含む）橋梁等
建築	設計、意匠、計画、設備、建築構造、構造力学、材料力学、建築材料、法規、施工等
農業	栽培学汎論、土壌肥料学、作物学、園芸学、植物病理学、昆虫学、植物生理学、畜産学一般、農業経済学一般、農芸化学一般、農業土木一般、農業機械学一般、農畜産加工、農業気象学一般等
林業	林政学、森林経理学、造林学、森林工学、森林利用学、木材工学、森林保護学、林産製造学、砂防工学等

畜産	畜産原論、家畜病理学、畜産製造学、化学一般、獣医衛生一般、農業経済学一般等
水産	水産資源学、水産化学、水産増殖学、漁政学、漁業法、水産協同組合法等
蚕糸	蚕品種及び蚕種学、育蚕学、蚕体生理学及び蚕体解剖学、蚕病学、栽桑学、製糸原料学、製糸学、纖維化学、蚕糸経済学等
農業土木	農業水利学、農業造成学、農地造構学、土地改良学等

2 第二次試験

- 第二次試験は、第一次試験の合格者について行います。
- (1) 口頭試問 主として人物についての面接による試験を行います。
- (2) 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて行います。

四 試験の日時、場所及び発表

試験	日時	場所	発表
第一次試験	昭和三十年十月九日（日） 午前八時三十分から	鳥取市東町 鳥取西高第二校舎	結果 昭和三十年十一月上旬、県庁前に掲示するほか合格者に通知します。
第二次試験	昭和三十年十一月上旬に行います すが日時は本人に通知します。	本人に通知します。	合格発表 昭和三十年十一月中旬、県公報に掲載するほか合格者に通知します。

五 合格から昇任までの経路

それぞれの試験区分についての合格者は、その試験区分毎の昇任候補者名簿に登録された上各部署からの請

求に応じて成績順に提示され、そのうちから各任命権者によつて昇任者が決定されます。名簿の有効期間は原則として一ケ年となりますが、この効力は延長

六 受験手續
することがあります。

1 申込用紙請求
申込用紙は次に掲げるところで交付します。申込書
を郵便で請求する際は十円切手をはつた、あて先明
記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

2 申込先及び申込手續
鳥取県人事委員会事務局 鳥取市東町

(1) 試験申込用紙に必要な事項を記入し、当人事委
員会事務局に提出の上、受験票を受領して下さい。
(2) 試験申込書を郵送の際は封筒の表に「昇任試験
申込」と朱書し、十円切手をはつた、あて先明記
の返信用の封筒を必ず同封して下さい。

(3) 受領した受験票には最近六ヶ月以内に撮影した
写真二葉(上半身脱帽正面向きのもの)をはりつ
け受験当日持参して下さい。

3 受付期間
昭和三十年八月二十九日から昭和三十年九月十七日

まで(但し勤務時間内)とし、郵送の場合には、昭
和三十年九月十七日午後一時までの着信に限ります。
4 その他
この試験について不明の点は「鳥取県人事委員会事
務局」へ御照会下さい。

雑 報

第四回全国自治宝くじ発売要領

- 一 発売の理由
全国都道府県、並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸
市及び名古屋市の、各種公共施設に要する資金に充當
するため、共同して第四回全国自治宝くじを発売しよ
うとするものである。
- 二 名 称
第四回全国自治宝くじ
- 三 受託見込銀行
株式会社 日本勧業銀行
- 四 発売総額
二億円(内本県分六十五万円)
- 五 証票の金額
一枚 百円(二百万枚)

六 証票の型式 開封式
七 当せん金支払開始日及び発売の時期
(1) 発売の時期 昭和三十年九月一日から同九月二
十日まで

(2) 当せん金支
払開始日 昭和三十年九月二十六日

八 当せん金の種類別金額及び当せんの数

等級	奨 奨 金 円	当せん本数	金 額 円	摘 要
一 等	四、〇〇〇、〇〇〇	六	二四、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の個有番号 三
二 等	一、〇〇〇、〇〇〇	六	六、〇〇〇、〇〇〇	〃
一、二等 残念賞	一〇、〇〇〇	一〇八	一、〇八〇、〇〇〇	一、二等の組違ひ同番号
三 等	五〇〇、〇〇〇	六	三、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の個有番号 三
四 等	三〇〇、〇〇〇	一〇	三、〇〇〇、〇〇〇	偶数又は奇数の組の個有番 号一
五 等	二〇〇、〇〇〇	一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〃
三、五等 残念賞	五、〇〇〇	七四	三七〇、〇〇〇	三、五等の組違ひ同番号
六 等	一〇〇、〇〇〇	四〇	四、〇〇〇、〇〇〇	個有番号 二
七 等	一〇、〇〇〇	四〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	下四桁 二
八 等	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	下三桁 二

